

## 大分家庭裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

平成25年2月6日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

### 3 出席委員

今井和桂子、宇根谷孝子、河野雄三、佐藤敬子、田中朋子、田中宏明、中谷雄二郎、野村 拓、秦野恵子（五十音順、敬称略）

### 4 議事内容

#### (1) 家事事件手続法について

ア 家事事件手続法の概要についての説明

イ 子の意思の把握と子の利益の考慮についての説明

ウ 意見交換（□：委員長、◇：委員（学識経験者）、◆委員（法曹関係者）  
●：裁判所）

● 家事事件を担当している裁判官として、法改正に伴い、調停事件においては、申立書写しを初回の調停期日前に相手方に送付することによって、あらかじめ相手方が準備できるので、すんなりと話し合いに入れることを実感している。また、事件記録の閲覧・謄写申請が増えている。記録を閲覧することで他方当事者の言い分がよく分かり、調停が不成立で終わった場合でも、どのような点において対立があるのかを当事者双方が理解し、不成立となっていること等が感じられる。

◆ 家事事件手続法については、私達、弁護士にとっても制定前から興味深いものであった。

内容において良いと感じられる点は、調停事件等において、電話会議又はテレビ会議システムを利用して手続が進められるようになったことである。当事者が遠隔地に住んでいる場合やDV被害者である場合等、裁判所に出向くことが難しい人にも利用しやすくなったと考える。

ただ、離婚や離縁の調停においては、電話会議又はテレビ会議システムを利用して調停を成立させることができないことになっているが、このような

調停の場合でも、同様の方法で調停を成立させても良いのではないかと思う。

- 離婚や離縁の調停については、本人の真意の確認が必要となるので、電話会議又はテレビ会議システムを利用して調停を成立させることが難しいと考えられる。ただし、当事者双方が同意しているのであれば、調停に代わる審判手続を利用して、成立させることが可能である。

- 今回の法改正は単に利便性のためだけのものではない。

法改正により手続の透明化を進めることで、当事者本人に主体的に考えてもらい、主体的な解決に向けて手続を保障することを基本としている。こういった意味で、時代の要請に応えた画期的な改正といえる。

- ◇ 今回の改正のポイントとなる情報の公開や透明化といったものは、社会の流れに沿った形であり賛同したい。

- ◇ 調停事件の手続等において、子は参加できるか。

- 子に意思能力があることを前提に、参加により子の利益が害されないかどうかを検討した上で、参加を認めることがある。

- ◇ 外国人が関与する場合における通訳者の費用負担についてはどのようになるのか。

- 基本的には当事者の負担となるが、当事者に支払い能力がない場合は、支払いを猶予したり、国が立て替え払いをすることが可能である。

- ◇ 家事事件手続法の施行は平成25年1月1日ということであるが、大分家裁では既に運用を行っていたのか。

- 申立書の相手方への送付等、法律施行前であっても行えるものについては、先取り運用を行ってきた。

- ◇ 自分の意思をはっきりと相手に伝えられる子供の年齢は、いくつくらいと考えているか。

- 個人的には、10歳くらいではないかと感じているが、子供の年齢や発達状況に応じたアプローチの仕方を工夫し、子供の心情を重んじて慎重に判断している。

- ◇ 子供に対するアプローチの仕方の工夫について伺いたい。

- 一例ではあるが、子供にとっては、一緒に住んで自分を養育してくれている

親が、最も信頼できる身近な存在であることから、まず最初に、その親を介して、調査官の事情聴取に関する説明を行ってもらう場合がある。面接の場においては、学校での話や世間話等を行ったり、時には一緒に遊ぶなどして、子供の緊張をほぐし、打ち解けた後で本題に入るようしている。子供の年齢が比較的上の場合には、前もって、事情聴取に関する説明を書いた手紙を送ることもある。

- ◇ 子供に対して事情聴取を行う際に、支援・サポートという意味合いで外部機関とチームを組むなどする場合はあるのか。
- 一定の範囲において学校と連絡を取ることがあるが、非常にプライベートな問題であるため、外部機関等とチームを組んで行う場合は少ない。
- ◇ 当事者が外国人である場合や、外国に居住している場合には、どの裁判所で事件を取り扱うのか。
- どの国で事件を扱うかという管轄権の問題と、どの国で法律を適用するのかという問題があり、後者については、法律の定めがある。
- ◇ 国内における調停事件の管轄について伺いたい。
- 調停事件の管轄については、基本的に相手方の住所地であるが、事件の種類により若干の違いがある。また、当事者双方が合意すれば、どの裁判所でも手続きが行える合意管轄というものもある。

## (2) 委員の立場から家庭裁判所の運営に関する意見について

- ◇ 自分は、この委員会以外で裁判所に来たことはないし、一般的にも、裁判所に出向くことについて、あまり良い印象はないのではないかと思う。しかし、この委員会に参加して、法や裁判所が自分たちの生活と密接につながっていることを感じている。こういった機会を持つ場面が今まで以上に広がれば、もっと多くの人たちに伝わっていくのではと思う。
- ◇ 裁判所は、未だに敷居の高いところであると感じている。もっと気楽に物怖じせず相談に行ける雰囲気であれば良いと思う。

## 5 次回期日等について

### (1) 日時

平成25年7月4日（木）午後3時から

(2) テーマ

家事事件手続法の運用について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室